■原子力資料情報室 第92回公開研究会■

チェルノブイリ

最新情報

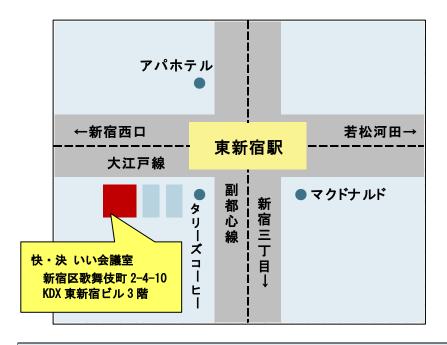
―チェルノブイリ法を中心に―

お話 • 尾松亮さん(ロシア研究者)

日時 2016年6月11日(土) 14:00~17:00

快・決 いい会議室3階ホール B 会場 ● (新宿区歌舞伎町 2-4-10 KDX 東新宿ビル 大江戸線・副都心線 東新宿駅 1 分)

資料代 ● 1,000円



チェルノブイリ原発で爆発炎上事故が 起きてから30年が経ちました。爆発で拡 散した放射能を最初に観測したのはスウェーデンでした。

半径 30 kmは永久居住禁止区域となりました。被災者たちの大変な努力によって被災者の権利を守るチェルノブイリ法が成立したのが事故から 5 年後のことでした。これによって年間 1 ミリシーベルトを超える地域の住民に避難の権利が与えられ、同 5 ミリシーベルトを超える地域は移住が指示されるようになりました。また、被災者を守る NGO の活動も海外含めて活発でした。日本でも支援の取り組みが進められました。これは現在も続いています。

この間の被災者たちの健康被害はたいへん厳しいものがあります。

30 年ということで今年はロシアやウクライナなどで国際会議が開催されたりしています。会議に参加された尾松亮さんを講師にお迎えして話していただきます。ふるってご参加ください。

尾松亮さんは『3.11 とチェルノブイリ法』や『原発事故 国家はどう責任を負ったか―ウクライナとチェルノブイリ法―』の著者で、旧ソ連の事情に精通されている方です。

●主催・お問合せ

特定非営利活動法人 原子力資料情報室

〒162-0065 新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2 階 B TEL.03-3357-3800 FAX.03-3357-3801 cnic@nifty.com